




≧令和8年1月1日≦

# 林野火災注意報・警報 運用開始!!



**発令時は、火の使用が制限されます。**

## 「たき火」も届出対象に!! 林野火災の発生に関わる火を使う行為にご注意

火災と誤解される恐れのある煙や火災を発生する行為として、林野火災の発生に関わる「たき火」も届出の対象となりました。届出対象となるたき火とは、次のような場合です。

1. 火の本来の効用を利用しているが、火を使う設備や器具を使わない場合。
2. 火を使う設備や器具を使う場合でも、その本来の使用方法から外れ、火をたく形態一般に該当する場合。
3. 火を使う設備器具を用いない場合や、火の粉が飛散し炎が上がる場合など、林野火災予防上の危険性があると判断された場合。

これらの状況では、たき火に該当する可能性がありますので、注意が必要です。

### たき火に該当すると考えられる行為(イメージ)



### 「たき火の届出について」

たき火を行う場合は、「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書」の提出が必要です。届出書は、消防本部警防課、津島分署、吉田分署、鬼北消防署にて受け付けています。

ご不明な点がございましたら、最寄りの消防署までお問い合わせください。

※ この届出は、消防署が焼却行為の許可をするものではなく、焼却行為が行われる場所を事前に把握するためのものとなります。

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受け、一定の気象条件下で「林野火災注意報」や「林野火災警報」が市町村ごとに発令されることになりました。発令中は、屋外での裸火の使用など、火の粉が飛散するおそれのある行為が制限されます。林野火災は人命や森林に深刻な被害をもたらします。火の取り扱いには十分注意し、火災予防にご協力をお願いします。

### 林野火災注意報 たき火・野焼き等を控える

林野火災の予防に関する注意喚起を行うため、強い制限や罰則を伴わず、気象状況が予防に注意を要する段階に達した場合に発令されます。この措置により、宇和島市、松野町、鬼北町の全域に対して「火の使用の制限」について**努力義務**が科されます。

#### 注意報発令指標

以下の1または2のいずれかの条件に該当する場合に発令します。ただし、当日に降水や積雪が予想される場合は、この限りではありません。

1. 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下
2. 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

### 林野火災警報 たき火・野焼き等の禁止!!

林野火災の予防上、危険な気象状況となった際に発令され、宇和島市、松野町、鬼北町の全域に対して「火の使用の制限」に関する**義務**が科されます。

#### 警報発令指標

林野火災注意報の発令基準に加え、**強風注意報**が発表された場合に発令します。

### 林野火災注意報・警報の発令時における「火の使用制限」について

#### 火災予防条例第29条に基づく「火の使用制限」

以下の条件に従い、火の取り扱いに十分な注意をお願いします。

1. 山林や原野等での火入れは禁止
2. 煙火(花火など)の使用禁止
3. 屋外での火遊びやたき火は禁止
4. 引火性や爆発性の物品の近くでの喫煙は禁止
5. 火災の危険が高いと認められた指定区域内での喫煙禁止
6. 残火や吸殻、取灰、火粉は適切に始末してください



### 林野火災注意報発令中

「火の使用制限」に従うことは**努力義務**となり、強い強制や罰則はありません。

### 林野火災警報発令中

「火の使用の制限」に違反した場合、消防法に基づき**30万円以下の罰金**または**拘留の処罰**を受けることがあります。(消防法第44条第18号)

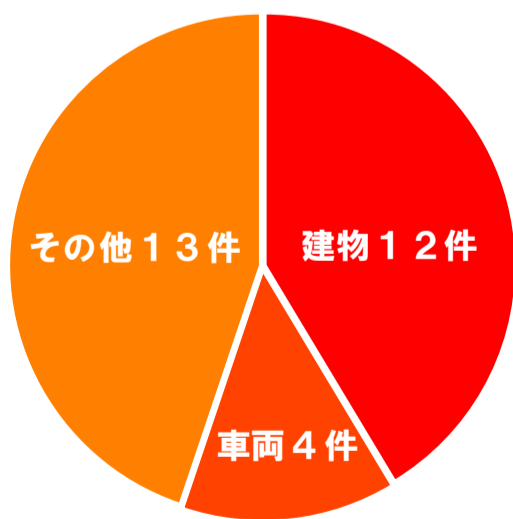
林野火災の多くは、私たち人間の不注意が原因で発生しています!

詳しくは  
こちらから



## 速報! 令和7年 火災・救急件数について

令和7年 火災種別件数



令和7年中の火災件数は**29件**で、前年の25件と比べて4件増加しました。

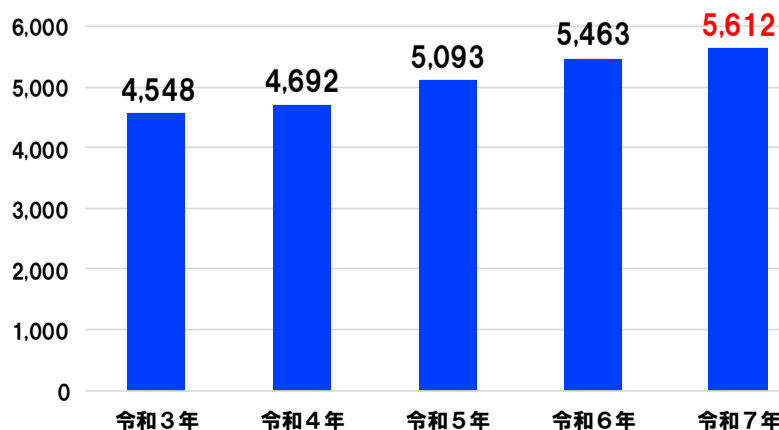
火災の種別ごとの内訳は、建物火災12件、車両火災4件、その他の火災13件となっています。

また、その他の火災は昨年の9件から13件へと4件増加しており、依然として高い割合を示しています。

出火原因を見ると、29件中、たき火によるものが10件と最も多くなっています。

空気が乾燥する時期が続きますので、火気の取扱いには十分注意してください。

過去5年間の救急件数



令和7年中の救急出場件数は**5,612件**で、前年より149件増加し、過去最多を更新しました。年々救急件数は**増加傾向**にあります。

緊急性の高い傷病者にてできるだけ早く救急車が到着できるように、**救急車の適正利用にご理解とご協力をお願いします。**

## 文化財防火への取組



1月26日は、法隆寺金堂の焼損を契機に定められた「文化財防火デー」で、昭和30年から全国的に文化財を火災から守る取組が続けられています。これにあわせて、令和8年1月26日(月)、現存12天守の一つである宇和島城において、文化財防火訓練を実施しました。

当日は、宇和島市シルバー人材センター職員と宇和島消防署員が協力し、通報から初期消火、避難誘導までの手順を確認しました。

一人ひとりが防火意識を高め、貴重な文化財を次の世代へ守り伝えていきましょう。

## 春の火災予防運動

一火の取り扱いにご注意ください

3月1日(日)~3月7日(土)

全国火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しています。



宇和島地区広域事務組合消防本部ホームページ  
<https://www.119.uwajima.nanpu.or.jp/>



公式 SNS は  
こちらから



@FUWAJIMA